

知事許可漁業に係る制限措置の公示

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の規定に基づき、知事許可漁業に係る制限措置の内容を別紙のとおり定めた。

令和3年8月12日

鹿児島県知事 塩田康一



## 刺し網漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
さわら流網漁業	操業区域（別表の操業区域（刺し網漁業）をいう。以下同じ）の1	11月1日から4月30日まで	定めなし	定めなし	17隻	定めなし
さわら流網漁業	操業区域の2	11月1日から4月30日まで	定めなし	定めなし	9隻	定めなし
さわら流網漁業	操業区域の3	11月1日から4月30日まで	定めなし	定めなし	10隻	定めなし
さわら流網漁業	操業区域の4	10月1日から4月30日まで	定めなし	定めなし	8隻	定めなし
さわら流網漁業	操業区域の5	10月1日から4月30日まで	定めなし	定めなし	2隻	志布志市の区域に住所又は事業場を有する者
きびなご流網漁業	操業区域の6	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	2隻	出水郡長島町の区域に住所又は事業場を有する者

### 申請すべき期間

さわら流網漁業  
きびなご流網漁業

令和3年8月16日（月）から同年9月15日（水）まで  
令和3年8月16日（月）から同月27日（金）まで

### （別表）操業区域（刺し網漁業）

番号	操業区域
1	いちき串木野市（旧市来町に限る）、日置市、南さつま市（旧加世田市、旧金峰町に限る）の海岸線から沖合5,000メートルの区域
2	日置市（旧吹上町に限る）沖合5,000メートルまでの区域
3	南さつま市（旧加世田市、旧金峰町に限る）の海岸線から沖合5,000メートルの区域
4	肝付町火崎と宮崎県都井岬を結んだ線内の鹿児島県海域
5	志布志漁業協同組合共同漁業権区域内
6	北さつま漁業協同組合（旧長島町漁業協同組合に限る）共同漁業権区域及びその沖合。ただし、6月1日から7月31日までは共同漁業権外のみ、9月1日から翌2月末日までは共同漁業権内のみの操業とする。